

重要事項説明書

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント)

2024年6月7日現在

1. 当事業所の概要

| | |
|----------|------------------------------|
| 事業所名 | 地域包括支援センター 聖テレジア第2 |
| 所在地 | 神奈川県鎌倉市津 602-184 |
| 事業者指定番号 | 1402100109 |
| 管理者・連絡先 | 渡辺 隆行 (0467-38-6612) |
| サービス提供地域 | 腰越(一丁目から五丁目を除く)・津・西鎌倉・手広・鎌倉山 |

2. 事業所の職員体制等

| 職種 | 常勤・兼務 | 非常勤・兼務 | 常勤・専任 | 非常勤・専任 |
|-----------|-------|--------|-------|--------|
| 管理者 | 1名 | 0名 | 0名 | 0名 |
| 保健師・看護師 | 1名 | 0名 | 0名 | 0名 |
| 社会福祉士 | 1名 | 0名 | 0名 | 0名 |
| 主任介護支援専門員 | 1名 | 0名 | 0名 | 0名 |
| 介護支援専門員 | 1名 | 0名 | 0名 | 0名 |

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また当該事業所の従業者に法令及び運営規程を遵守させるため必要な命令を行う。

担当職員は指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたる。(詳細別紙記載)

3. 営業日及び営業時間

月曜日から土曜日(年末年始の12月30日から1月3日を除く) 8時30分から17時00分まで

4. サービス利用料及び利用者負担

| 区分 | 月額料金 |
|------------------------------|--------|
| 介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費 | 4,884円 |
| 初回加算 ※新規に計画を作成した場合 | 3,315円 |
| 委託連携加算 ※居宅支援事業所へ委託した場合の開始月のみ | 3,315円 |

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、法定代理受領の場合に利用者の負担はありません。但し、保険料滞納による給付制限等により、提供した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、法定代理受領以外の利用料の支払を受けた場合は、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付致します。

5. 運営方針

- ①利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮し、介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス等の提供がされるよう支援します。
- ②介護予防支援等の実施にあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場でサービスを調整します。
- ③介護予防支援等の実施に当たり、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携や関連情報の活用を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④介護予防サービス計画書に介護予防サービス事業所を位置付ける際には、複数の事業所を紹介します。また、求めに応じて当該事業所を位置付けた理由を説明します。
- ⑤利用者の人権擁護、虐待防止等の為の必要な体制整備と、従業員に対して研修等を実施致します。

- ⑥虐待防止対策を検討する委員会及び職員への研修を定期的 to開催します。
- ⑦感染症や非常災害の発生時においてサービスの提供を継続的に実施する為の事業継続計画を策定し、研修及び訓練の定期的な実施と見直しをします。また、感染症の予防・まん延防止のための指針を整備し、職員への研修及び訓練を定期的 to実施します。
- ⑧事業者は利用者の同意を得たうえで、介護予防支援及び介護予防マネジメントを居宅介護支援事業者に委託する場合があります。その際は第8項にその先を記載致します。利用者は委託した指定居宅介護支援事業者御変更を申し出ることができます。
- ⑨事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、態様、時間、その際の心身状況と緊急やむを得ない理由（切迫性・非代替性・一時性を満たす）を記録します。
- ⑩事業者は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりに努めます。利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を行った場合には、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合には、契約を解除する場合があります。
- ⑪事業者は、学生等の実習を受け入れております。職員が利用者に対して行っている地域包括支援センター業務に同行し、見学させていただきます。実習を通して知り得た利用者や家族に関する情報については、他者に漏らすことのないよう個人情報及びプライバシーの保護を確約します。

6. 相談窓口・苦情対応

当事業所のサービスに対する相談や苦情については、次の窓口でお受けします。

| | | |
|-----------------------|-------------|---|
| 地域包括支援センター 聖テレジア第2 | 担 当 者 | 渡辺 隆行 |
| | 電 話 / F A X | 0 4 6 7 - 3 8 - 6 6 1 2 / 0 4 6 7 - 3 8 - 6 6 1 3 |
| | 対 応 時 間 | 8時30分から17時まで（月曜日から土曜日） |

公的機関においても、次の機関で苦情申し立て等ができます。

| | | |
|--------------------------|---------|----------------------------------|
| 鎌倉市 介護保険課 | 所 在 地 | 鎌倉市御成町18番10号 |
| | 電 話 | 0 4 6 7 - 2 3 - 3 0 0 0 |
| | 対 応 時 間 | 8時30分から17時まで（月曜日から金曜日 祝祭日を除く） |
| 神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連） | 所 在 地 | 横浜市西区楠町27番地1号 |
| | 電 話 | 0 4 5 - 3 2 9 - 3 4 0 0 （大代表） |
| | | 0 5 7 0 - 0 2 2 1 1 0 （ナビダイヤル） |
| | 対 応 時 間 | 8時30分から17時15分まで（月曜日から金曜日 祝祭日を除く） |

7. 当法人の概要

| | |
|---------------|--------------------------------|
| 名 称 ・ 法 人 種 別 | 社会福祉法人 聖テレジア会 |
| 代 表 者 名 | 理事長 足立 徹也 |
| 所 在 地 ・ 連 絡 先 | 神奈川県鎌倉市腰越1-2-1 電話 0467-31-1360 |
| 業 務 の 概 要 | 介護保険事業・指定療養介護施設・医療施設の運営 |

8. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 委託先 居宅介護支援事業者

| | |
|---------------|--|
| 事 業 者 名 | |
| 所 在 地 | |
| 管 理 者 ・ 連 絡 先 | |

【説明確認欄】

年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

事業者名 地域包括支援センター聖テレジア第2

担当者 _____

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 氏名 _____

代理人または立会人
氏名 _____